

芙蓉荘指定訪問介護事業、介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業の

うち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清規会が開設する、芙蓉荘訪問介護事業所（以下「芙蓉荘事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び、指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所では、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び、利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村区域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 芙蓉荘訪問介護事業所
- ② 所在地 東金市家之子2010-3（特別養護老人ホーム芙蓉荘1階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- ② サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画又は第1号訪問事業（訪問型サービス（介護予防訪問介護相当のサービス））に係るサービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 2. 5名以上（常勤換算）
訪問介護職員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし12月30日から1月2日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後6時までとする。但し、上記時間帯以外に希望があれば相談の上、サービス提供を可能とする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号訪問事業（訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス））を提供した場合の利用料の額は市町村が定める基準によるものとする。また、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問等に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以内500円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上は1キロメートル100円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東金市・八街市・山武市・大網白里市・九十九里町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(第三者評価)

第11条 当事業所は、第三者評価を実施していません。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清規会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年12月 1日から施行する。

この規定は、平成19年11月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 8月 30日から施行する。

この規定は、平成30年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 1月 1日から施行する。